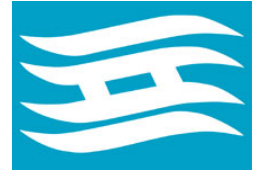


兵庫県公報

平成25年1月4日 金曜日 第2454号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	7
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12

告 示

兵庫県告示第1号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
日本調剤 六甲アイランド薬局	日本調剤 株式会社 代表取締役 三津原 博	神戸市東灘区向洋町中2-13 アーバン グルメポート2階	平成24年11月1日
フタツカ薬局 中央市民病院前	株式会社 大新堂 代表取締役 二塚 安子	同 市中央区港島南町2-1-11 市民 病院前ビル1階103号	同
ケア21訪問看護ステーション ぴへす三宮	株式会社 ケア21 代表取締役 依田 平	同 市同 区磯辺通一丁目1番18号 カ サベラ国際プラザビル306号室	同
独立行政法人 国立病院機構 神戸医療センター	独立行政法人 国立病院機構 神戸医療センター 院長 島田 悦司	同 市須磨区西落合3丁目1番1号	平成16年4月1日
さとうクリニック	医療法人社団 翌檜会 理事長 佐藤 容一	同 市西区樫谷町福谷882番	平成24年10月1日
さくら薬局	アイワ薬品 株式会社 代表取締役 松田 弘	姫路市広畑区長町1丁目86-2 シルク タウン101	同 月13日

大社ファーマシー薬局	株式会社 バンブー 代表取締役 福永 孝貴	尼崎市武庫之荘4丁目13-11 グレスト マンション102	同 月1日
協栄薬局	有限会社 協栄薬品 代表取締役 笹部 有弘	同 市大庄北4丁目12-9	平成24年11月5日
かみさか歯科医院	神坂 学	明石市西明石南町1-9-18	同 年10月1日
イオン薬局 明石店	イオンリテール 株式会社 代表取締役 村井 正平	同 市大久保町ゆりのき通3-3-1 イオン明石店1階	同 年11月1日
新リボン薬局	原田 一平	同 市本町2丁目5-13 玉澤ビル102	同 年12月1日
えばら臨港クリニック	榎原 良一	西宮市東町2-1-10-2F	同 年11月1日
高橋心療クリニック	高橋 道宏	芦屋市船戸町4-1-403	同 年10月1日
のまきたパーク歯科	医療法人社団 康佑会 理事長 永井 康照	伊丹市野間北1丁目1番1号	同 年12月1日
あいりす薬局 元町店	小林 聖司	豊岡市元町1-11	同 年11月1日
フタツカ薬局 順心病院前	株式会社 大新堂 代表取締役 二塚 安子	加古川市別府町別府857	同 年10月1日
祥漢堂薬局 荒神店	株式会社 祥漢堂 代表取締役社長 住吉 望	宝塚市向月町19-10	同 年12月1日
阪神調剤薬局 宝塚山本店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市山本丸橋3丁目1番5-2号	同



兵庫県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町百千家満字菖蒲ヶ谷90の1、93、95、99の3、字山田100の3、100の7、101の2、字瀧谷103の2から103の8まで、103の10から103の12まで、103の16、103の19、103の20、103の31から103の33まで、字高峯106の2、106の5、字矢ノ谷236の2
- 2 指定の目的

水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字菖蒲ヶ谷90の1・93・字山田100の3・100の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、101の2、字瀧谷103の20（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町中山字小西谷144
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小西谷144（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市八鹿町大江字ミヤタニ7の1から7の3まで、字コタカ25の1から25の3まで、字ウエヤマ33の1から33の5まで、字ズノヤマ56の1から56の5まで、字ロクロタニ73の1から73の4まで、73の9から73の16まで、字ボウガハタ82の1、82の2（次の図に示す部分に限る。）、82の7、字カムリイシ85、85の1、字ヨシノタニ88の1、88の3から88の6まで、字モリノウエ92の1から92の3まで、字ムカイヤマ118の1、118の2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市能座字大谷150の1から150の4まで

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市能座字ミダシ134の1、134の2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市船谷字大谷127の3、127の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市船谷字アマギ129、129の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市養父市場字池ヶ谷1の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市養父市場字浦山6、14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市養父市場字宮ノ谷36の1、36の2（次の図に示す部分に限る。）、36の3、36の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大藪字奥山18の2、18の4、18の5、18の8
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大藪字向ツラ18の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市八鹿町大江字ボウガハタ82の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第15号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に基づき、地方港湾津名港に係る放置等の行為を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成25年2月1日から施行する。

平成25年1月4日

津名港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 指定区域

淡路市佐野字高城878番地先防波護岸上の標識から147度1,130メートルの地点まで引いた線、同地点から224度3,000メートルの地点まで引いた線、同地点から226度2,630メートルの地点まで引いた線、同地点から淡路市塩尾字橘崎73番地の3一般国道28号海側護岸の標識の地点まで引いた線および陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定により指定された生穂漁港の区域を除く。

2 指定物件

船舶

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
22	赤穂市農神町6番44ほか	132.20	宅地
23	赤穂市農神町6番26ほか	136.82	宅地
24	豊岡市山王町11番2	148.13	宅地
25	養父市大屋町大屋市場字上垣257番4	287.58	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者。

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団

及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
 - (2) 配布期間及び申込期間
平成25年1月4日（金）から同月21日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の方法、場所及び期間
- (1) 方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
 - (2) 場所
前記3に同じ。
 - (3) 期間
平成25年1月23日（水）から同月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - (2) 日時
平成25年1月31日（木）午前10時から
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課
電話（078）341-7711 内線2550、2551



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生

活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年1月4日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグコスモス野里店
 所在地 姫路市野里字南河原147番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成25年8月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,722平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
75台
 - (2) 駐輪場の収容台数
32台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成24年12月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年1月4日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年5月7日

(2) 提出先

中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターダイキ宝塚店
所在地 宝塚市安倉西四丁目2番43号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
代表者の氏名 高 橋 宰

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
代表者の氏名 山 下 雄 輔

イ 変更後

名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
代表者の氏名 高 橋 宰

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
代表者の氏名 山 下 雄 輔

イ 変更後

名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
代表者の氏名 高 橋 宰

4 変更年月日

平成24年4月1日

5 届出年月日

平成24年12月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年1月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年5月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町岩見構字川ノ上608番1、608番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町日山102番地の1
株式会社竜野工務店 代表取締役 前田 幾雄
- 3 許可年月日及び許可番号
平成23年7月22日
兵庫県指令都計（開）第1－1号（23太子）